

令和5年4月24日

保護者の皆様

豊明市教育委員会

学校休業日（令和5年度県民の日学校ホリデー）について（お知らせ）

日頃は、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

資料のとおり、愛知県は今年度から11月27日を「県民の日」と定め、11月21日から27日までを「あいちウィーク」とし、県を挙げて、「県民の日」にふさわしいイベント等を計画しています。

「県民の日学校ホリデー」は、子供たちがご家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加できるよう、学校を休みとするものです。そうした活動に参加することで、お子様が愛知への愛着と県民としての誇りを持つきっかけになるとよいと考えております。

本市では、今年度は11月24日（金）に設定していますが、来年度以降は改めて11月21日から27日までの期間内で設定し、年間計画等でお知らせしていきます。

また、「県民の日学校ホリデー」は、保護者の皆様の有給休暇の取得を促すこともねらいとしておりますので、ぜひ、「県民の日学校ホリデー」の日には有給休暇を取得し、お子様と過ごしていただければと思います。

※なお、「県民の日学校ホリデー」は、児童クラブを開所する予定（8:00～18:30）ですので、勤務日となる場合は、入会しているクラブにお申し出ください。

（連絡先 豊明市教育委員会学校支援室 電話:0562-92-1292）

令和5年4月24日

教職員の皆様

豊明市教育委員会

学校休業日（令和5年度県民の日学校ホリデー）について（お知らせ）

日頃は、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

資料のとおり、愛知県は今年度から11月27日を「県民の日」と定め、11月21日から27日までを「あいちウィーク」とし、県を挙げて「県民の日」にふさわしいイベント等を計画しています。

「県民の日学校ホリデー」は、「あいちウィーク」期間中の1日を学校や市町村が休業日として指定し、学校教育法施行令第29条の「体験的学習活動等休業日」と位置付けるものです。夏季休業中等と同様に、勤務を要する日となります。

「県民の日学校ホリデー」の設定日については、小中学校は中学校区単位で定めるなど、本来は分散化が望ましいとされています。しかし、教職員が自分の子供の「学校ホリデー」の日に休めるよう、学校の業務や地域の実情に応じて、市町村や地域単位で同じ日に設定しても構わないとされていることから、本校（本市）では11月24日（金）とします。

「県民の日学校ホリデー」は、子供たちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することで、愛知への愛着や県民としての誇りを持つ契機とすることを目的としています。

あわせて、保護者の有給休暇の取得を促すことも目指しています。教職員の皆さんも、「県民の日学校ホリデー」を活用して有給休暇を取得し、子供と一緒に過ごす時間を作っていただければと考えています。

（連絡先 豊明市教育委員会学校支援室 電話:0562-92-1292）

